

## 特定建設作業に関する規制（振動）

### （１）特定建設作業

特定建設作業の種類	規 模 ・ 能 力
(1) くい打機・くい抜機・くい打くい抜機を使用する作業 (イ)くい打機 (ロ)くい抜機 (ハ)くい打くい抜機	もんけん及び圧入式くい打機を除く 油圧式くい抜機を除く 圧入式くい打機を除く
(2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
(3) 舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
(4) プレーカ（手持式のものを除く）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

### （２）規制基準

規制基準	振動の大きさ	作業のできない時間		1日における作業時間		同一場所における作業期間	日曜日、休日における作業
		第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
特定建設作業での敷地境界線で75デシベルを超えないこと		午後7時から翌日午前7時	午後10時から翌日午前6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	禁止

第一号区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域並びに第4種区域で（ア）学校、（イ）保育所、（ウ）病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、（エ）図書館、（カ）特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域内

第二号区域：第一号区域以外の規制地域

第1種区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域

第2種区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

第3種区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第4種区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域（当該工業専用地域の境界線から当該工業専門地域内に50メートルの範囲内の区域に限る。）